

別紙標準様式（第 7 条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 2 年度第 2 回枚方市廃棄物減量等推進審議会	
開 催 日 時	令和 3 年 3 月 24 日（水）	10 時 00 分から 11 時 30 分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 2 階 第 5 集会室	
出 席 者	橋本 征二 会長 笠谷 昇 副会長 石川 聡子 委員 田村 有香 委員 稲森 郁子 委員 竹安 庄平 委員 中村 太加子 委員 松井 太 委員 茨木 壽子 委員 信野 孝男 委員 田 元浩 委員	
欠 席 者	谷本 雅洋 副会長 大下 和徹 委員 戸出 美穂子 委員 小野 克史 委員 高橋 裕太郎 委員 藤下 秀次 委員	
案 件 名	1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における取り組みについて 2. 令和 3 年度枚方市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（案）について 3. その他	
提出された資料等の名 称	資料 1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における主な施策の令和 2 年度の取り組み及び実績 資料 2 令和 3 年度枚方市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（案） その他資料 チラシ「大型ごみ持出しサポート収集」	
決 定 事 項	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における重点施策・事業について令和元年度実績及び令和 3 年 2 月末時点の実績を確認し、事務局より提案のあった今後の予定等について了承した。 ・令和 3 年度枚方市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（案）を確認し、内容について了承した。	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍 聴 者 の 数	1 人	

所 管 部 署 (事 務 局)	環境部 環境政策室
審 議 内 容	
橋本会長： 定刻となりましたので、これより令和２年度第２回枚方市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。 本日は、年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。 それでは、事務局から委員の出席状況の報告をお願いします。 事務局： 本審議会には１７名の委員の皆様で構成されており、ただいま、１１名の出席をいただいておりますので、審議会の成立要件であります過半数に達していることを報告いたします。 橋本会長： お聞きのように定足数に達しておりますので、議事を進めさせていただきたいと思います。 本日の審議会の傍聴希望者はおられますか。 事務局： １名の傍聴希望者はおられます。 橋本会長： 傍聴希望者の会場への誘導はすでに済んでいるようですので、それでは、議事を進めさせていただきます。 案件に進みます前に、配布資料のご説明をお願いいたします。 (事務局による資料の確認) 橋本会長： よろしいでしょうか。また、本日の審議会開催に当たりまして、新型コロナウイルス感染症対策として、事務局からお願いがあるということですので、事務局からご説明をお願いいたします。 事務局： 本日の審議会開催にあたりましては、マスクをご着用いただく関係から、マイクを使用いたします。マイクの受け渡しの際は、その都度、職員が消毒させていただきますので、ご了承ください。 また、常時換気のため窓を少し解放しておりますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。 橋本会長： ありがとうございます。 それでは、案件に進ませていただきます。 案件１．一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における取り組みについて 橋本会長： 案件１は一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における取り組みについてということで、事務局よりご説明をお願いいたします。 事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。 (資料１に基づき説明)	

橋本会長： ありがとうございます。活動が制限される中での、市の取り組み実績等をご説明いただきました。ご説明いただいた資料1について、ご質問ご意見等はございますでしょうか。

ないようでしたら、私からご質問いたします。

1 ページ目のところで、穂谷川清掃工場と東部清掃工場の見学者受け入れ再開に向けての予定をご説明いただいておりますが、穂谷川清掃工場は見直しを行っている、もう一方の東部清掃工場は再開する準備を行っているということで、表現に違いがある理由は为什么呢。

事務局： 主な理由は2点ありまして、穂谷川清掃工場は、工場自体が古い施設となっておりますので、どうしても施設的に狭いところ等がございますので、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策どのようにするかというところと、もう一点は、穂谷川清掃工場の定期補修工事の時期が年度初めの4月から5月に予定されていますので、少なくとも見学の再開はそれ以降になるという点から、東部清掃工場の予定とのずれが生じています。

橋本会長： ありがとうございます。

委員の皆様、いかがでしょうか。

信野委員： 4 ページの㊸について、お聞きします。

水銀使用廃製品の市による分別拠点回収の周知についてご説明がありました。私は、電器店をしているのですが、店に蛍光灯や乾電池を持ってくる方が多くいらっしゃると思いますので、市による分別拠点回収のより一層の周知をお願いいたします。

事務局： 継続して周知に努めてまいります。

信野委員： 周知の内容を具体的に教えていただけますか。

事務局： 分別拠点として、蛍光灯及び電池類の回収ボックスを市内の20か所程に設置していますので、そちらのほうに極力お出しいただくように、ホームページや広報等でお知らせしております。

信野委員： ありがとうございます。

橋本会長： そのほかいかがでしょうか。

石川委員： 1 ページの施策内容(1)に環境副読本のことが記載されています。環境副読本を配付したところの先の話ですけれども、各学校のほうでどのような活用をされているとか、あるいは活用してみてどうだったかというフィードバックについて、把握しておられることがありましたら教えていただきたいと思います。

事務局： 市内の全小学校4年生を対象に環境副読本を配付しているんですけれども、学校現場からのフィードバックについては、今後の検討課題と思っていますが、現場の先生や教育委員会等からのお話を聞くと、東部清掃工場や穂谷川清掃工場の見学前に、事前学習として活用しているという声はいただいております。

石川委員： ありがとうございます。

橋本会長： そのほかいかがでしょうか。

私から、3 ページのところで、3 点ほどお聞きしたいと思います。

1 点目は⑪のところで、もし年間の回収量見込みを把握されていたら教えていただきたいと思います。

2 点目は⑬のところで、古紙回収量が2 月末までで、7 5 0 トンということだったんですけれども、この回収量を市役所としてはどのように評価しているのか、お聞かせいただければと思います。

3 点目は⑯のところで、布団リサイクル量なんですけれども、昨年度の実績と比較してもかなり減っているような印象なんですけど、一方で新型コロナウイルス感染症の影響で、家での片づけ量が増えているという話もあって、逆に増えてもおかしくないのかなという気もしたんですが、原因などがわかればお聞かせいただければと思います。

事務局： まず1 点目ですが、⑪の集団回収報奨金の収集量につきましては、1 1, 8 4 5 トン、これは3 月の見込みということで、現時点でのデータとなっております。

続いて2 点目ですが、⑬の古紙の行政回収量につきましては、2 月末時点では7 5 0 トンで、3 月末では8 3 0 トン程度を見込んでいます。

年度当初の回収量の見立てといたしましては、1, 0 0 0 トン程度としていました。また今後ですが、ペーパーレス化により、新聞等の発行がかなり少なくなっており、減少傾向になると考えています。

最後に3 点目ですが、⑯の布団リサイクルにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、回収された粗大ごみ等から布団を選別する作業を一時、停止しておりましたので、量的には減少しております。

なお、3 月末時点での、現時点での今年度の最終的な引渡し量としましては、2, 5 1 0 k g となっております。

橋本会長： ありがとうございました。

古紙の行政回収は、これまで一般ごみに出されていた雑誌等を、行政により分別回収することが目的かなと思いますので、⑬の古紙の行政回収量を評価する上で、一般ごみに含まれる古紙量の変化等にも着目して、考察を進めていただければと思います。

稲森委員： 2 ページの⑨の令和2 年度の実績について伺います。市役所内の掲示板にポスターを掲示と書いてありますが、この市役所内というのは本庁だけの話ですか。支所なども含めてということでしょうか。

事務局： 市内青少年センター、生涯学習支援センター、市役所支所などでも実施しています。

稲森委員： わかりました。ありがとうございます。

田 委員： 一点ご意見申し上げます。私もひらかた環境事業協同組合は、廃棄物の収集運搬を事業として行っている事業者の団体なのですが、4 ページの⑳に関連してご意見があります。ここでは中身入りのガス缶やスプレー缶の持込み回収や出張回収について記載されていますので、少し話が逸れるかもしれませんが、市はガス缶やスプレー缶を回収する場合、昔は使い切って、そして穴を開けてから排

出するよう周知していたと思いますが、現在では、穴を開ける、ということではなくしています。これは近年あった事故などが影響していると思いますが、この変更について、市民や事業者にはあまり知られていないと思います。

私どもが、収集場所に出されたガス缶等を回収する際、穴が開けられていないものは、回収しないこととしています。穴が開けられていないことで、過去に何度かごみ収集車の火災が発生した事例もあり、危険であるためこのように対応しています。使い切って排出されたと思っていても、実際は中にガスが残っていたり、感覚も個人によって異なりますので、難しいところだとは思いますが、ガス缶等を使い切るとは、具体的にどのようにするのかを示すなどして、収集運搬時の危険をなくしていくような対策をお願いしたいと思います。

事務局： ガス缶やスプレー缶は、以前は穴を開けて出してくださいと周知していましたが、いろいろなところで穴を開けたことでの火災、それと事故が発生しているということで、本市としましては現段階では使い切った状態を出していただくようにと、また、粗ごみの中に入れないで、空き缶、びん・ガラスの日に出してくださいというような周知をさせていただいております。

周知については、さらに努めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

田 委員： ありがとうございます。

橋本会長： そのほかいかがでしょうか。

田村委員： 3 ページ⑫の大学と連携した古紙の拠点回収というのは非常に良い取り組みだと思います。私も大学におりますと、大学からいかにたくさんの紙ごみが出るのかというのは日々実感しております。市内には大学が幾つかあると思うんですが、その大学と連携した古紙の拠点回収というのは、今後増やしていくご予定はありますか。

事務局： 今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で活動が制限されましたが、次年度には引き続き、推進してまいりたいと考えております。

橋本会長： ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

それでは、次の案件に移らせていただきたいと思います。

案件 2. 令和 3 年度枚方市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（案）について

橋本会長： 案件 2、令和 3 年度枚方市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（案）についてということで、資料 2 に基づきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

（資料 2 に基づき説明）

橋本会長： ありがとうございました。

それでは、資料2についてご意見、ご質問はございますか。

稲森委員： 資料2に記載はないのですが、時々、枚方市のほうからメルマガが配信されてくるので、私は拝見しているんですけども、すごくいいこと、大事な情報が載っているんですが、少し読みづらいレイアウトになっています。SNSによる情報発信はすごく効果的な取り組みですので是非推進していただきたいのですが、現状の文章量や並び方では、市民は多分配信されてきてもあまり読まないんじゃないかなという印象を受けています。特に若い方は、文字離れも進んでいるので、なかなかあれだけの文章量を全部読むというのは、ちょっとしんどいかなと思うので、その辺をちょっと今後、少し改善していただけたらと思います。よろしくお願いします。

事務局： 今後、改善に努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

橋本会長： ありがとうございます。

このメルマガというのは、枚方市のごみ分別アプリさんあ〜るに登録されている方に送っているものということですかね。

事務局： メルマガは、粗大ごみの申し込みの際にメールの登録をしていただきまして、その方に対して月に1回、月末になるんですけども、メール配信をさせていただいているものです。

橋本会長： わかりました。改善できるところは、改善していただくということでお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

では私のほうから、14ページの注釈が修正されているところなんですけれども、水銀使用廃製品である蛍光管の破碎を行うということなんですけれども、これは空気に触れないような形で破碎されるということなのかをお聞きしたいなと思います。

2点目は、19ページから始まる別表2で家庭系ごみの排出方法を記載いただいているんですけども、拠点回収とかの話もこの中に含めなくてもいいのかどうかというのがちょっと気になりましたので、以上2点よろしくお願いいたします。

事務局： 1点目ですが、蛍光管の破碎処理につきまして、専用の破碎処理機を導入いたしまして、これにつきましては、水銀が空気中に出ないように制御する集じん機をつないでおり、また、決められた場所内でその機械を使ってということになりますので、大気中に水銀が放出されないものとなっています。

2点目の拠点回収の記載については、今後検討させていただきますのでよろしくお願いいたします。

橋本会長： ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

案件3. その他

橋本会長： それでは、続きまして、案件３、その他ということですけれども、事務局で何かあればお願いいたします。

事務局： その他としまして、最後につけさせていただいております大型ごみ持ち出しサポート収集のチラシをご覧ください。

本市では、平成１６年度より一定の基準を設けて、ごみの個別収集を行うケアサポート収集事業を実施するとともに、平成２５年６月からは、担当する職員が屋内から大型ごみを持ち出すサービスをふれあいサポート収集の対象者に提供してまいりました。また、平成２８年４月には、ふれあいサポートを補完する事業といたしまして、ふれあいサポート利用者以外の市民を対象としました大型ごみ持ち出しサポート収集を開始しましたが、今般における高齢化率の高まりに伴い、その対象要件に該当しない高齢者等からの相談が多く寄せられたことから、大型ごみ持ち出しサポート収集の拡充を行いました。

拡充した内容につきましては、裏面をご覧ください。裏面の利用できる世帯の①７５歳以上、それと②の要支援１以上を追加したものでございます。

簡単ではございますが、大型ごみ持ち出しサポート収集の説明とさせていただきます。

橋本会長： ありがとうございます。

この件につきまして、何かございますでしょうか。

稲森委員： 利用できる世帯は７５歳以上というのがあるんですけれども、７５歳以上と決められた理由はありますか。

事務局： 基準としましては、後期高齢に合わせております。どの年齢で線引きしても、そこからやっぱり外れる方というのは出てきますので、どこかでやはり線を引いていかなければなりません。今後、社会状況などを鑑みながら、必要に応じて見直しを実施していくというところで、まずは７５歳以上という要件を追加させていただいております。

橋本会長： ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

田委員： どうもありがとうございます。大型ごみ持ち出しサポート収集は、大変すばらしい事業だと思います。私も昔現場に回っているときに、エレベーターがついていない低層階の団地なんかですと、だんだんと住人の方に高齢者の方が増えています。そういう方から、例えばたんすとか、大型のごみを取ってほしいが、市ではできないので、業者で回収してほしいと言われて行くんですけれども、行政サービスとはちがい、我々民間がやるとやはり結構な金額になってくるので、申し訳ないという気持ちを感じておりました。そういう方たちを多く見てきたので、大変すばらしい取り組みだと思います。ただ、稲森委員もおっしゃったように、やはり７５歳でなくても７０歳ぐらいでも、１人で独居されている方にはちょっとごみを出すことが難しい場合もありますので、今後のさらなる対象者の拡充に期待しています。

橋本会長： ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

田村委員： 粗大ごみの持出しサポート、私も非常にありがたい制度だなと思いながら見ていました。

対象となるごみについて、気になったんですけれども、資料2の23ページの表3の市が収集しないごみというところに、収集・運搬、破碎、焼却が困難であるものは収集しませんと書いてありますが、この中にあるようなものでも、大型ごみと思って連絡してしまうようなものもありますので、収集してもらえるごみの情報が例えばさっき話のあった、アプリみたいなものに全部集約されているのでしょうか。

それとも、チラシに記載のある粗大ごみマニュアルというのが別にあって、何かいろいろ見ないと分からないのでしょうか。

また、この収集運搬できませんと言われたものに対して、できませんという情報だけじゃなくて、できないのでこうしてくださいという情報までが市民に伝わっているのか、その3点が気になりました。

事務局： まず、収集できないものにつきましては、粗大ごみマニュアルの中に記載もされておりますし、ホームページ等で案内させていただいております。

また、枚方市のごみ分別アプリさんあ〜るには、粗大ごみの一覧表というのを載せさせていただいておりますし、検索できるような形になっております。

最後に、市が処理できないごみについては、まず、市では処理できないことを説明し、販売店、製造元に相談していただく場合と、処理体制が整備されているもの、例えば消火器等については、リサイクルできる方法を案内させていただいております。

橋本会長： ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

信野委員： レジ袋の有料化がはじまりましたが、ごみとして出されるレジ袋がどれくらい減ったか、わかりましたらお聞きしたいです。

また、レジ袋をはじめ、プラスチックごみ削減の周知啓発をよろしく願います。

事務局： 昨年、レジ袋が有料化になる前に、事前の調査ということで、今現在何枚配られているのかというのを調査させていただいたものなんですけれども、それ以降の現時点での調査というのは行っておりません。ただ、1年経過して、また今後、その追跡というか、そういったところで調査をしていかないといけないなというのは認識しております。

また、周知啓発のところなんですけれども、資料2の6ページの基本方向4環境に配慮したまちづくりの表中に記載してますとおり、「ひらかたプラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づく取り組みとして、市民のみなさまに、プラスチックごみを減らしていこう、ポイ捨てをなくしていこうという「ひらかたプラごみダイエット行動宣言」に参加いただくべく、宣言書をイベント等で配付したり、市内各所で貼りだささせていただき周知・啓発しております。また、アダプト団体との連携を広げていくことで、周知を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

信野委員： わかりました。ありがとうございます。

橋本会長： ありがとうございます。

他の自治体のごみの組成調査について、最近の結果を拝見させていただくと、実際に買い物袋が減っているようです。法律上、一定のバイオマスとプラスチックを含むものについては、無料で配付してもよいことになっているので、そこは協力を求めていくしかないと思います。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案が、この間閣議決定されましたので、具体的な内容については、今から詰めていくことになると思うんですけれども、それ次第でまた、事業者のプラスチックごみ削減の努力というのを求めていくことになっていくんだろうなと思っています。この点について、市町村の分別の方法も関わってくるので、枚方市さんのほうでも今後の検討を進めていただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、最後に事務局から連絡事項等はございますでしょうか。

事務局： 事務局からの連絡事項の前に、今期最後の審議会となりますので、川南環境部長からご挨拶をさせていただきます。

(川南環境部長から挨拶)

橋本会長： ありがとうございます。

それでは、連絡事項よろしく願いいたします。

事務局： 事務局からの連絡事項となります。

来年度の審議会につきましては、新体制のもと6月をめどに開催させていただきます。引き続き、ご就任いただく方についてはよろしくお願いいたします。

橋本会長： ありがとうございます。

今期で、任期を満了される方につきましては、長きにわたりましてどうもありがとうございました。また多くの方は、恐らく継続して委員として就任いただくことになると思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いします。

それでは、皆様から特に追加のご意見等なければ、本日の審議会はこれで終了させていただきたいと思います。